

第3回検討会議での主な指摘事項（ポイント）

1. 4月13日の緊急対策の取扱いについて

- 4月の政府の緊急対策の内容について、もはや実施すべきでないとは本検討会で示すべき。ブロッキングに賛成の委員も、あくまで法律を作ってそれに基づきブロッキングすべきという意見が大勢を占める。著作権の保護だけが大事で通信の秘密はどうしても良いと考えているのだとすると、今後の様々な対策の議論が上手くいかない。
- 3サイトのうち、一部はまだ閲覧できる状態。前回、フリーブックスが無くなった後、すぐに漫画村が現れたが、今回は後継サイトが出てはすぐに潰れている。これは、今回の緊急対策が本物だと受け止められているからであり、それに水を差すような行為は行うべきでない。
- 3サイトの他にも悪質なサイトはある。3サイトの状況が変わったから緊急対策の取扱いについて決議するというのであれば、新しいサイトを提示したい。
- 4月の政府の緊急対策は、この検討会ではなく政府が決めたこと。政府が緊急対策を撤回する、あるいは変更を加えるには、もう一度、関係省庁で合意を取った上で、総理出席の下、全閣僚が参加して意識統一が必要であり、現実的ではない。
- 検討会は海賊版に対処する戦略を議論する場であり、既に決まった政府の緊急対策の取扱いについて議決をとることは本旨ではない。ブロッキングが必要という人もそうでない人もいるが、本旨に戻り、今後どうすべきかについて検討すべき。
- 刑事訴追されるリスクを抱えた現場の人間は困っている。
- 総理や閣僚を呼んで再度議決してほしいということではないが、政府の緊急対策を今後どうすべきか考えることも検討会の趣旨に含まれるのではないか。
- 4月の政府の緊急対策について、その決定に至った流れや、今回、どういう趣旨で決議を取ろうとしているのか、十分に理解されていないのではないか。
- 4月の政府の緊急対策は、アニメ業界では効果が確認できた。若い人達に対して、侵害サイトでコンテンツをダウンロードすることがいけないことだと啓蒙できた。
- 政府の緊急対策は、緊急避難に当たるならば、違法性は阻却されるという整理だったが、緊急避難に該当するか否かの判断は、最終的には裁判所が行う。その意味で政府が緊急避難該当性について見解を示したところで意味が無いということであった。であれば、この検討会議において緊急避難のあてはめについて整理しても意味が無いのではないか。

2. ブロッキングの有効性について

- ブロッキングの回避策は沢山ある。専門家だけでなく、一般ユーザーでも、ブロッキングを回避する方法やアプリを検索して、それを使えば簡単に回避できる。
- ブロッキングの回避は簡単に可能。例えば、クラウドフレアは世界各国でブロッキングされているため、回避するためのアプリを自ら開発して、ツールとして出している。
- 技術的な回避策は出てくる。DNS ブロッキングは副作用が大きい。オーバーブロッキングが起きかねないし、過去に大規模なアクセス障害が起きたこともある。
- ブロッキングだけでなく、別の方法で効果がある対策も一緒に考えていく必要がある。
- あらゆる犯罪には回避策がありイタチごっこになるのと同じように、回避策があるからブロッキングは必要無いというのは理由にならない。全員が回避策を行うと考えるのは決めつけであり、ブロッキングが実施されたとしても全員が回避策を使うとは思えない。
- ブロッキングに回避策はあるだろうが、カジュアルなユーザーには絶対に効果がある。小中学生については、法律でサイトブロッキングが可能であることが基本にあって、それを契機に著作権の概念について教育していく必要がある。
- 著作権侵害だけではなく通信の秘密も守る必要がある。著作権侵害を正すために通信の秘密が侵されるのであれば、他の方法で海賊版対策を考えるべき。
- 各国におけるブロッキングに関する客観的な評価を知りたい。

3. その他

- 出版業界は、表現の自由の制限や検閲につながりかねないとして、以前はブロッキングに対して抑制的だった。意識の変化があったのは、漫画家の生活が脅かされ、悲鳴が上がったから。
- 中間取りまとめでは、各団体の意見書の内容も踏まえてもらいたい。団体の半分がブロッキングの憲法との関係を指摘している。
- 海賊版対策は総合的に検討していくべき。オーストラリアの法制度については対象を海外の侵害サイトに限定しており、ブロッキングを可能とする要件も参考になる。
- No-fault remedy を日本の法制に取り込むためにはどうすべきか、関係する法令を所管する各省や事務局から話を聞きたい。
- 莫大な訴訟費用がかかる中、米国においてクラウドフレアに対して訴訟することを権利者に求めるのは厳しいだろう。
- J I A Aからの補足説明資料について、侵害サイトにあえて出稿する悪質広告主や、侵害サイトと直接契約する海外プラットフォームなどのアウトサイダーに対しては効果が無いので広告出稿抑制の取組には限界があるとのことだが、国際的な提携の動きもあるということなので、引き続き情報提供してほしい。

(以上)